

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、ハイワインコ等を追加等するとともに所要の種名の変更等を行うこと。（別表第二関係）

二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官としてにしきへび科等に関するものを追加すること。（別表第四関係）

三 法第二十条第一項の政令で定める登録の要件として、アフリカゾウに関するものを追加等するとともに、所要の変更を行うこと。（別表第六関係）

四 この政令は、平成十二年七月十九日から施行すること。

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第四項、第六条第二項第三号、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「第一条」の下に「、第二条」を加え、同表の表二の第一の一の（一四）のしか科の項中「ウドウ・ウドウ」を「ウドウ・プダ」に改め、同表の第一の二の（二三）のおうむ科の項中「エオス・ヒスト

リオ（ヤクシャインコ）

—平成七年二月一六日—

」を

エオス・ヒストリオ（ヤクシ
エウニユンフィクス・コルヌ
ルヌトウス・コルヌトウス及
ウス・ウヴァエエンスイスを

ヤインコ）

—平成七年二月一六日—

トウス（エウニユンフィクス・コ
びエウニユンフィクス・コルヌト
含む。ヘイワインコ）

平成二二年七月一九日

に改め、同表の第一の三の（一）のすっぱん科

の項中「トリオニユクス・アテル（異名アスピデレテス・アテル。）」を「アパロネ・アテル（）」に、「トリ
オニユクス・ガングテイクス（異名アスピデレテス・ガングテイクス）」を「アスペリデテス・ガングテイク
ス（異名トリオニユクス・ガングテイクス）」に、「トリオニユクス・フルム（異名アスピデレテス・フルム
）」を「アスペリデテス・フルム（異名トリオニユクス・フルム）」に、「トリオニユクス・ニグリカンス（異
名アスピデレテス・ニグリカンス）」を「アスペリデテス・ニグリカンス（異名トリオニユクス・ニグリカン
ス）」に改め、同表の第一の三中

（五）へび亜目

（五）へび亜目

を

科	にしきへび
	ピュトン・モルルス・モルルス（異名ピュトン・モルルス・ ンブラ。インドニシキへび）

昭和五五年一月四日

に改め、同表の第一の三の(五)のボア科の項中

ボリュエリア・ムルトカリ
カサレア・ドウスミエリ)

ナタ(ボアモドキ)

昭和五五年一月四日

及び

ピュトン・モルルス・モルルス(異名

モーリシヤスポア)

昭和五五年一月四日

ンブラ。インドニシキヘビ)

ピュトン・モルルス・ピ

昭和五五年一月四日

を削り、同項の次に次のように加える。

つめなしボ

ボリュエリア・ムルトカリナタ(ボアモドキ)

昭和五五年一月四日

ア科

カサレア・ドウスミエリ(モーリシヤスポア)

昭和五五年一月四日

別表第二の表二の第一の四中(一)を削り、(二)を(一)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) さんしょうお目

おおさんし

アンドリアス属(異名メガロバトラクス属。オオサンショウウ

昭和五五年一月四日

ようつお科

才属)全種

別表第二の表二の第一の五の(一)のラティメリア科の項中「ラティメリア・カルンナエ(シーラカンス

ラティメリア属(シーラカンス属)全種

平成二年一月十八日

を

ラティメリア・カルン
ナエ(シーラカンス)
の個体については平成
二年一月十八日、その
他の種の個体について

に改め、同表の第二のサボテン科の項中「マンミルラリア・ウェルデルマ

ネオルロイディア・エレクトケントルス」の下に「、ペディオカクトウス・エレクトケントルス」を加え、
「又はスクレロカクトウス・ウエトランディクス・イルセアエ」を「、スクレロカクトウス・ウエトランデ
イクス・イルセアエ又はペディオカクトウス・グラウクス」に改め、「エキノカクトウス・マリポセンスイ
ス、」を削り、「又はネオルロイディア・マリポセンスイス」を「、ネオルロイディア・マリポセンスイス
又はペディオカクトウス・マリポセンスイス」に改め、「、エキノカクトウス・メサエ・ヴェルダエ」、「
エキノカクトウス・パピュラカントウス、マンミルラリア・パピュラカントウス、」及び「エキノカクトウ
ス・プリスピヌス又は」を削り、「フェロカクトウス・プリスピヌス」の下に「又はペディオカクトウス・
プリスピヌス」を、「スクレロカクトウス・ウリグティアエ（異名）」の下に「フェロカクトウス・ウリグテ
ィアエ又は」を加え、「又はラピカクトウス属」を「、カデニカルプス属、ネオルロイディア属、ペディオ
カクトウス属、ペレキュフォラ属、ストロンボカクトウス属、テロカクトウス属又はトウメイア属」に改め
、「ウエベルマンニア属」の下に「（異名パロディア属）」を加え、同表の第二のべんけいそう科の項中「
ドウドレイア・ストロニフェラ

— 昭和五八年七月二九日 — を削り、同表の第
二のゆり科の項中「及びアロエ・コンプレサ変種スキストフィラ」を「、アロエ・コンプレサ変種スキスト

フィラ及びアロエ・コンプレサ変種パウキトウベルクラタ」に改める。

別表第四の第一の三の(四)を次のように改める。

(四) へび垂目	
にしきへび科	皮
皮革製品	
ボア科	皮
皮革製品	
つめなしボア科	皮
皮革製品	

別表第六ロクソドンタ・アフリカナ(アフリカゾウ)の項中「及び牙」を「、牙」に、

ナミビアの個体

群	牙(総理府令で定めるものに限る。)
ナミビアの個体群	牙(総理府令のものに限る。)
南アフリカの個体群	皮、皮を材料造された加工

で定める

品として製 品
) に、「及び皮」を「皮」に改め、同表ドウゴング・ドウゴン（ジユゴン）の項を削り、同表ウ

イクグナ・ヴィクグナ（ビクーナ）の項中「チリ」を「ボリヴィアのマウリ・デサグアデロ保護区、ウヤ・ウヤ保護区及びリペス・チチャス保護区、チリ」に改め、同表ストルティオ・カメルス（ダチヨウ）の項の次に次のように加える。

ア・ペンナタ。ダーウィンレア	アルゼンティンの個体群	個体、器官、加工品
----------------	-------------	-----------

別表第六アラウカリア・アラウカナ（チリーマツ）の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年七月十九日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に輸入されたオーストラリアの個体群に属するドウゴング・ドウゴン（ジユゴン）及びチリの個体群以外の個体群に属するアラウカリア・アラウカナ（チリーマツ）の個体等に関する譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り、陳列、登録及び登録票については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国際希少野生動植物種としてハイワインコ等を追加する等の必要があるからである。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第四条関係）

表一（略）

表一（略）

表二

表二

科名	種名	適用日
第一 動物界 一 哺乳類	(一)～(一三) (一四) 偶蹄目	
しか科 (略)	ブドウ・ブダ(プーズ)	昭和五五年 一月四日
二 鳥綱 (一)～(一二) (一三)	おうむ目 (略)	
おうむ科 (略)		

科名	種名	適用日
第一 動物界 一 哺乳類	(一)～(一三) (一四) 偶蹄目	
しか科 (略)	ブドウ・ブドウ(プーズ)	昭和五五年 一月四日
二 鳥綱 (一)～(一二) (一三)	おうむ目 (略)	
おうむ科 (略)		

すっぱん科	三 爬虫綱 (一) かめ目	(一四) (一九) (略)	エオス・ヒストリオ(ヤクシャインコ)	平成七年二月一六日
			エウニオンフィクス・コルヌトウス(エウニオンフィクス・コルヌトウス・エウニオンフィクス及びエウニオンフィクス・コルヌトウス・ウヴァエエンスイスを含む。ヘイワインコ)	平成一二年七月一九日
アパロネ・アテル(クロスツポン)	昭和五五年一月四日			
アスペリデテス・ガンゲテイクス(異名トリオニユクス・ガンゲテイクス。インドスツポン)	昭和五五年一月四日			
アスペリデテス・フルム(異名トリオニユクス・フルム。フルムスツポン)	昭和五五年一月四日			
アスペリデテス・ニグリカンス(異ン)	昭和五五年			

すっぱん科	三 爬虫綱 (一) かめ目	(一四) (一九) (略)	エオス・ヒストリオ(ヤクシャインコ)	平成七年二月一六日
			(おうむ科後略)	
トリオニユクス・アテル(異名アスピレテス・アテル。クロスツポン)	昭和五五年一月四日			
トリオニユクス・ガンゲテイクス(異名アスピレテス・ガンゲテイクス。インドスツポン)	昭和五五年一月四日			
トリオニユクス・フルム(異名アスピレテス・フルム。フルムスツポン)	昭和五五年一月四日			
トリオニユクス・ニグリカンス(異ン)	昭和五五年			

ボア科	にしきへび 科	名トリオニユクス・ニグリカンス。 ウスゲロスツポン)	昭和一 月四日
		(二)〜(四) (略)	
		(五) へび垂目	
		ピュトン・モルルス・モルルス(異 名ピュトン・モルルス・ピンブラ。 インドニシキへビ)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		アクラントフィス属(マダガスカル ボア属) 全種	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		ボア・コンストリクトル・オキデン タリス(異名コンストリクトル・コ ンストリクトル・オキデンタリス。 ボアコンストリクター)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・イノルナトウス(バ ヴァチボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・モネンスイス(モナ ボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・スプフラヴス(ジャ ボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日

ボア科		名アスピデレテス・ニグリカンス。 ウスゲロスツポン)	昭和一 月四日
		(二)〜(四) (略)	
		(五) へび垂目	
		アクラントフィス属(マダガスカル ボア属) 全種	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		ボア・コンストリクトル・オキデン タリス(異名コンストリクトル・コ ンストリクトル・オキデンタリス。 ボアコンストリクター)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		ボリュエリア・ムルトカリナタ(ボ アモドキ)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		カサレア・ドウスミエリ(モーリシ ヤスボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・イノルナトウス(バ ヴァチボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・モネンスイス(モナ ボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日
		エピクラテス・スプフラヴス(ジャ ボア)	昭和五 五年 一 一 月 四 日

ひめがえる	科	ひきがえる	(一) 無尾目	四 両生綱	(略)	マイカボア	一 月四日
						ア科	つめなしボ アモドキ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ボリュエリア・ムルトカリナタ(ボ アモドキ) カサレア・ドウスミエリ(モーリシ ヤスボア)	昭 和五 五年 一 一 月 四 日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	サンズイニア・マダガスカリエンス イス(異名サンズイニア・マンディ トラ。サンジニアボア)	昭 和五 五年 一 一 月 四 日

ひめがえる	科	ひきがえる	(二) 無尾目	四 両生綱	(略)	マイカボア	一 月四日
						おおさんし よつお科	ピュトン・モルルス・モルルス(異 名ピュトン・モルルス・ピンブラ。 インドニシキヘビ)
(略)	(略)	(略)	(略)	さんしょうお目	(略)	サンズイニア・マダガスカリエンス イス(異名サンズイニア・マンディ トラ。サンジニアボア)	昭 和五 五年 一 一 月 四 日
(略)	(略)	(略)	(略)	アンドリアス属(異名メガロパトラ クス属。オオサンショウウオ属)全 種	(略)		昭 和五 五年 一 一 月 四 日

(二) (六) (略)	ア科 ラテイメリ	五 魚上綱 (一) シーラカンス目	科
	ラテイメリ ア科 ラテイメリア属(シーラカンス属) 全種		(二) さんしょうお目 おおさんし 安ドリリアス属(異名メガロバトラ ようお科 クス属。オオサンショウウオ属)全 種
	ラテイメリ ア・カルン ナエ(シー ラカンス) の個体につ いては平成 二年一月一 八日、その 他の種の個 体について は平成二二 年七月一九 日		昭和五年 一月四日

(二) (六) (略)	ア科 ラテイメリ	五 魚上綱 (一) シーラカンス目	科
	ラテイメリ ア科 ラテイメリア・カルンナエ(シーラ カンス)		
	平成二年一 月十八日		

六〇八 (略)	第二植物界 (略)	(略)	サボテン科 (略)
			コリュファンタ・ウエルデルマンニ イ (異名コリュファンタ・デンスイ スピナ。精美丸)
			デイスコカクトウス属全種
			エキノケレウス・フェルレイリアヌ ス・リンドサイイ (異名エキノケレ ウス・リンドサイイ)
			エキノケレウス・スクモルリイ (異 名ウイルコクスィア・スクモルリイ 又はウイルコクスィア・ネリスピナ)
		昭和五八年 七月二九日	
		昭和五六年 六月六日	
		昭和五八年 七月二九日	
		平成四年六 月一日	

六〇八 (略)	第二植物界 (略)	(略)	サボテン科 (略)
			コリュファンタ・ウエルデルマンニ イ (異名マンミルラリア・ウエルデ ルマンニイ又はコリュファンタ・デ ンスイスピナ。精美丸)
			デイスコカクトウス属全種
			デイスコカクトウス・マクドウガルリ イ (異名ロベイヤ・マクドウガルリ イ又はノパルクソキア・マクドウガ ルリイ)
			エキノケレウス・フェルレイリアヌ ス・リンドサイイ (異名エキノケレ ウス・リンドサイイ)
			エキノケレウス・スクモルリイ (異 名ケレウス・スクモルリイ又はウイ ルコクスィア・スクモルリイ)
		昭和五八年 七月二九日	
		昭和五六年 六月六日	
		昭和五八年 七月二九日	
		平成四年六 月一日	
		昭和五八年 七月二九日	

<p>エスコバリア・ミニマ（異名コリュファンタ・ミニマ又はエスコバリア・ネルリエアエ）</p> <p>エスコバリア・スネエディイ（異名コリュファンタ・スネエディイ、エスコバリア・レイイを含む。）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>（略）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>ペディオカクトウス・ブラデュイ（異名ペディオカクトウス・デスパイニイ、ペディオカクトウス・シンプソニイ・ブラデュイ、ペディオカクトウス・ウインクレリ又はトウメイア・ブラデュイ。ペディオカクトウス・ブラデュイ・デスパイニイ及びペディオカクトウス・ブラデュイ・ウインクレリを含む。）</p> <p>ペディオカクトウス・クノウルトニイ</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>

<p>エスコバリア・ミニマ（異名コリュファンタ・ミニマ）</p> <p>エスコバリア・スネエディイ（異名コリュファンタ・スネエディイ、エスコバリア・レイイ又はエスコバリア・ネルリエアエ）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>（略）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>ペディオカクトウス・クノウルトニイ（異名トウメイア・クノウルトニイ）</p> <p>ペディオカクトウス・ブラデュイ・ウインクレリ。ペディオカクトウス・ブラデュイ・デスパイニイ及びペディオカクトウス・ブラデュイ・ウインクレリを含む。）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>

<p>(略)</p> <p>ペディオカクトウス・ペエブレスイ アヌス(異名ナヴァヨア・ペエブレ スイアヌス、トウメイア・ペエブレ スイアヌス、ウタヒア・ペエブレ スイアヌス、ペディオカクトウス・フ イケイセニイ、ナヴァヨア・ペエブ レスイアナ・フィケイセニイ又はナ ヴァヨア・フィケイセニイ)</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>(略)</p> <p>スクレロカクトウス・ブレヴィハマ トウス・トブスキイ(異名ペディオ カクトウス・トブスキイ、アンキス トロカクトウス・トブスキイ又はフ エロカクトウス・トブスキイ)</p> <p>スクレロカクトウス・エレクトケン トルス(異名エキノマストウス・エ レクトケントルス、ネオルロイディ</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>

<p>(略)</p> <p>ペディオカクトウス・ペエブレスイ アヌス(異名ナヴァヨア・ペエブレ スイアヌス、トウメイア・ペエブレ スイアヌス又はウタヒア・ペエブレ スイアヌス。ペディオカクトウス・ ペエブレスイアヌス変種フィケイセ ニイを含む。)</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>
<p>(略)</p> <p>スクレロカクトウス・ブレヴィハマ トウス・トブスキイ(異名アンキス トロカクトウス・トブスキイ又はフ エロカクトウス・トブスキイ)</p> <p>スクレロカクトウス・エレクトケン トルス(異名エキノマストウス・エ レクトケントルス、ネオルロイディ</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>

ア・エレクトケントルス、ペディオカクトウス・エレクトケントルス、エキノマストウス・アクネンスイス又はエキノマストウス・クラウセイ	
(略)	
スクレロカクトウス・グラウクス(異名フェロカクトウス・グラウクス、スクレロカクトウス・ブレヴィスピヌス、スクレロカクトウス・ウエトランディクス、スクレロカクトウス・ウエトランディクス・イルセアエ又はペディオカクトウス・グラウクス)	昭和五八年 七月二九日
スクレロカクトウス・マリポセンシス(異名エキノマストウス・マリポセンシス、ネオルロイディア・マリポセンシス又はペディオカクトウス・マリポセンシス)	昭和五八年 七月二九日
スクレロカクトウス・メサエ・ヴェ	昭和五八年

ア・エレクトケントルス、エキノマストウス・アクネンスイス又はエキノマストウス・クラウセイ	
(略)	
スクレロカクトウス・グラウクス(異名フェロカクトウス・グラウクス、スクレロカクトウス・ブレヴィスピヌス、スクレロカクトウス・ウエトランディクス又はスクレロカクトウス・ウエトランディクス・イルセアエ)	昭和五八年 七月二九日
スクレロカクトウス・マリポセンシス(異名エキノカクトウス・マリポセンシス、エキノマストウス・マリポセンシス又はネオルロイディア・マリポセンシス)	昭和五八年 七月二九日
スクレロカクトウス・メサエ・ヴェ	昭和五八年

<p>ルダエ（異名コロラドア・メサエ、ヴェルダエ、フェロカクトウス・メサエ、ヴェルダエ又はペディオカクトウス・メサエ、ヴェルダエ）</p>	<p>スクレロカクトウス・パピュラカントウス（異名ペディオカクトウス・パピュラカントウス又はトウメイア・パピュラカントウス）</p>	<p>七月二九日</p>
<p>スクレロカクトウス・プリスピヌス（異名フェロカクトウス・プリスピヌス又はペディオカクトウス・プリスピヌス）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>	
<p>スクレロカクトウス・ウリグテイアエ（異名フェロカクトウス・ウリグテイアエ又はペディオカクトウス・ウリグテイアエ）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>	

(略)

<p>ルダエ（異名コロラドア・メサエ、ヴェルダエ、エキノカクトウス・メサエ、ヴェルダエ、フェロカクトウス・メサエ、ヴェルダエ又はペディオカクトウス・メサエ、ヴェルダエ）</p>	<p>スクレロカクトウス・パピュラカントウス（異名エキノカクトウス・パピュラカントウス、マンミルリア・パピュラカントウス、ペディオカクトウス・パピュラカントウス又はトウメイア・パピュラカントウス）</p>	<p>七月二九日</p>
<p>スクレロカクトウス・プリスピヌス（異名エキノカクトウス・プリスピヌス又はフェロカクトウス・プリスピヌス）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>	
<p>スクレロカクトウス・ウリグテイアエ（異名ペディオカクトウス・ウリグテイアエ）</p>	<p>昭和五八年 七月二九日</p>	

(略)

トウルビニカルプス属（異名ギユン
ノカクトウス属、ノルマンボケア属
、カデニカルプス属、ネオルロイデ
イア属、ペディオカクトウス属、ペ
レキユフォラ属、ストロンボカクト
ウス属、テロカクトウス属又はトウ
メイア属）全種

トウルビニ
カルプス・
ラウイ（異
名ネオルロ
イディア・
ラウイ）、
トウルビニ
カルプス・
ロフォフォ
ロイデス（
異名ネオル
ロイディア
・ロフォフ
オロイデス
）、トウル
ビニカルプ
ス・プセウ
ドマクロケ
レ（異名ネ
オルロイデ
イア・プセ
ウドマクロ

トウルビニカルプス属（異名ギユン
ノカクトウス属、ノルマンボケア属
又はラピカクトウス属）全種

トウルビニ
カルプス・
ラウイ（異
名ネオルロ
イディア・
ラウイ）、
トウルビニ
カルプス・
ロフォフォ
ロイデス（
異名ネオル
ロイディア
・ロフォフ
オロイデス
）、トウル
ビニカルプ
ス・プセウ
ドマクロケ
レ（異名ネ
オルロイデ
イア・プセ
ウドマクロ

ケレ。長城丸)、トウルビニカル
プス・プセ
ウドペクテ
イナトウス
(異名ネオ
ルロイディ
ア・プセウ
ドペクティ
ナトウス)
、トウルビ
ニカルプス
・スクミエ
ディケアヌ
ス(異名ネ
オルロイデ
イア・スク
ミエディケ
アヌス。昇
龍丸)及び
トウルビニ

ケレ。長城丸)、トウルビニカル
プス・プセ
ウドペクテ
イナトウス
(異名ネオ
ルロイディ
ア・プセウ
ドペクティ
ナトウス)
、トウルビ
ニカルプス
・スクミエ
ディケアヌ
ス(異名ネ
オルロイデ
イア・スク
ミエディケ
アヌス。昇
龍丸)及び
トウルビニ

へんけいそ	きく科 (略)		
		(サボテン科後略) ウエベルマンニア属(異名パロディ ア属)全種	カルプス・ ヴァルデジ アヌス(異 名ネオルロ イディア・ ヴァルデジ アヌス)の 個体につい ては昭和五 八年七月二 九日、その 他の種の個 体について は平成四年 六月一日 平成四年六 月一日

へんけいそ	きく科 (略)		
		(サボテン科後略) ウエベルマンニア属全種	カルプス・ ヴァルデジ アヌス(異 名ネオルロ イディア・ ヴァルデジ アヌス)の 個体につい ては昭和五 八年七月二 九日、その 他の種の個 体について は平成四年 六月一日 平成四年六 月一日

昭和五八年

う科	ドウドレイア・トラスキアエ	昭和五八年 七月二九日
	(略)	
ゆり科	(略)	平成七年二 月一六日
(後略)	(ゆり科後略)	
別表第四 器官及び加工品(第二条の二、第二条の三関係)		
科名	器官	加工品
第一 動物界		
一・二 (略)		
三 爬虫綱		
(一) (二) (三) (略)		

う科	ドウドレイア・トラスキアエ	七月二九日 昭和五八年 七月二九日
	(略)	
ゆり科	(略)	平成七年二 月一六日
(後略)	(ゆり科後略)	
別表第四 器官及び加工品(第二条の二、第二条の三関係)		
科名	器官	加工品
第一 動物界		
一・二 (略)		
三 爬虫綱		
(一) (二) (三) (略)		

(四) へび垂目		
にしきへび科	皮	皮革製品
ボア科	皮	皮革製品
つめなしボア科	皮	皮革製品
(後略)		

別表第六 登録対象個体群（第四条関係）

種名	個体群	個体等
(略) ロクソドント・アフリカナ（アフリカゾウ）	ボツワナの個体群	生きている個体、牙（総理府令で定めるものに限る。）
	ナミビアの個体群	牙（総理府令で定めるものに限る。）
	南アフリカの個体群	皮、皮を材料として製造された加工品

(四) へび垂目		
ボア科	皮	皮革製品
(後略)		

別表第六 登録対象個体群（第四条関係）

種名	個体群	個体等
(略) ロクソドント・アフリカナ（アフリカゾウ）	ボツワナの個体群	生きている個体及び牙（総理府令で定めるものに限る。）
	ナミビアの個体群	牙（総理府令で定めるものに限る。）

	ケラトテリウム・ス イムム・スィムム（ ミナミシロサイ）	ヴィクグナ・ヴィク グナ（ビクーナ）
ジンバブエの個体群	（略）	アルゼンティンのカタマ ルカ県、フワイ県、ラ・ リオハ県、サルタ県及び サン・ホアン県、ボリウ イアのマウリ・デサグア デロ保護区、ウヤ・ウヤ 保護区及びリペス・チチ ヤス保護区、チリのパリ
生きている個 体、皮、牙（ 総理府令で定 めるものに限 る。）及び皮 材料として製 造された加工 品	（略）	毛、毛を材料 として製造さ れた加工品（ 皮を材料とし て製造された ものを除く。）

	ドウゴング・ドウゴ ン（ジュゴン） ケラトテリウム・ス イムム・スィムム（ ミナミシロサイ）	ヴィクグナ・ヴィク グナ（ビクーナ）
ジンバブエの個体群	オーストラリアの個体群 （略）	アルゼンティンのカタマ ルカ県、フワイ県、ラ・ リオハ県、サルタ県及び サン・ホアン県、チリの パリーナコタ県及びタラパ カ地方第一区並びにペル ーの個体群（アルゼンテ インのカタマルカ県、ラ
生きている個 体、皮、牙（ 総理府令で定 めるものに限 る。）及び皮 を材料として 製造された加 工品	加工品、 個体、器官、 （略）	毛、毛を材料 として製造さ れた加工品（ 皮を材料とし て製造された ものを除く。）

ヴィペラ・ウルスイ ニイ（ノハラクサリ ヘビ）	（略）	ストルティオ・カメ ルス（ダチヨウ）	（略）	ナコタ県及びタラパカ地 方第一区並びにペルーの 個体群（アルゼンティン のカタマルカ県、ラ・リ オ八県、サルタタ県又はサ ン・ホアン県の個体群に あつては、半ば人の管理 下に置かれた個体群に限 る。）	
		レア・ペンナタ（異 名プテロクネミア・ ペンナタ。ダーウイ ンレア）			アルゼンティンの個体群
		加工品			（略）

ヴィペラ・ウルスイ ニイ（ノハラクサリ ヘビ） アラウカリア・アラ ウカナ（チリーマツ 群）	（略）	ストルティオ・カメ ルス（ダチヨウ）	（略）	・リオ八県、サルタタ県又 はサン・ホアン県の個体 群にあつては、半ば人の 管理下に置かれた個体群 に限る。）	
		（略）			（略）
		加工品			（略）

備考 (略)		
-----------	--	--

備考 (略))	
-----------	---	--

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2・3（略）

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5・6（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条（略）

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二（略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

四・六（略）

3・5（略）

（個体等の登録）

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境庁長官の登録を受けることができる。

2・5（略）

（経過措置）

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 (略)

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 (略)

(希少野生動植物種の卵)

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 別表第一の表一、同表の表二(鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱(リベルラ・アンゲリナ(ベッコウトンボ)を除く。))に係る部分に限る。)、別表第二の表一及び同表の表二の第一の二に掲げる種の卵

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 (略)

二 別表第二の表二の中欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。))又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であること。

三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。))又は加工品(当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。))であつて、次のイから八までのいずれかに該当するものであること。

イ・ロ (略)

八 別表第六の上欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の下欄に定める個体等(当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。))であること。